

平成五年郵政省告示第六十号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）

新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>		<p>次の表の上欄に掲げる種別の移動電話端末、又は自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の二に規定する時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（パケット通信を行わないものに限る。）</p>		<p>規則第二十九條第一号</p>	<p>規則第二十九條第一号に規定する機能を有せず、かつ、移動電話端末固有情報を記憶する装置が規則第二十九條第二号及び第三号の機能を有する場合には、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
規則第三十條			<p>音声符号化装置を使用しないときの送出電力は、中欄に掲げる規定を適用する。</p>

		(削除)	
		(削除)	
		(削除)	
<p>三 無線設備規則第四十九条の六の二に規定する時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末等（二の項に掲げるものを除く。）</p>			
規則第三十条	規則第三十条	規則第二十条、第二十条及び第二十四条	規則第二十条 中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第三十一条	規則第三十一条	規則第二十九条第一号	規則第二十九条第一号に規定する機能を有せず、かつ、移動電話端末固有情報を記憶する装置が規則第二十九条第二号及び第三号の機能を有する場合には、中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第三十一条	規則第三十一条	規則第三十一条	音声符号化装置を使用しないときの送出電力は、中欄に掲げる規定を適用しない。
規則第三十一条	規則第三十一条	規則第三十一条	パケット通信を行う場合には、中欄

	(削除)
	(削除)
	(削除)
<p>に掲げる規定を適用しない。</p> <p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p> <p>中欄に掲げる規定にかかわらず、移動電話用設備から指定された条件に基づき、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の指定された制御チャネルの受信レベルについて検出を行い、移動電話端末の周辺の移動電話用設備の受信レベルが移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を移動電話用設備に通知するものであること。</p>	<p>四 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備（変調方式がオフセット四相位相変調のものに限る。）を使用する移動電話端末等</p> <p>規則第二十条</p> <p>四 無線設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備（変調方式がオフセット四相位相変調のものに限る。）を使用する移動電話端末等</p>

<p>三 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継</p>	<p>二 無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末</p>	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
<p>六 無線設備規則第四十九条の二十三第二号に規定する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継</p>	<p>五 無線設備規則第四十九条の六の三及び第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備を使用する移動電話端末 (三の項に掲げるものを除く。)</p>	
(略)	(略)	<p>規則第二十 五条</p>
(略)	(略)	<p>中欄の規定にかかわらず、通話チャネル送信停止指示について移動電話用設備からの指示があった場合には、同条に規定する確認をする信号の送出手は要しない。</p> <p>規則第三十条 音声符号化装置を使用しない時の送出手電力は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

<p>により携帯移動衛星通信を行う 携帯移動地球局の無線設備を使 用する移動電話端末等</p>		
<p>四 発信する機能を有しない移動 電話端末等（前項に掲げるもの を除く。）</p>	(略)	(略)
<p>により携帯移動衛星通信を行う 携帯移動地球局の無線設備を使 用する移動電話端末等</p>		
<p>七 発信する機能を有しない移動 電話端末等（前項に掲げるもの を除く。）</p>	(略)	(略)